黒石ねぷた祭り実施要綱

令和5年度改訂版

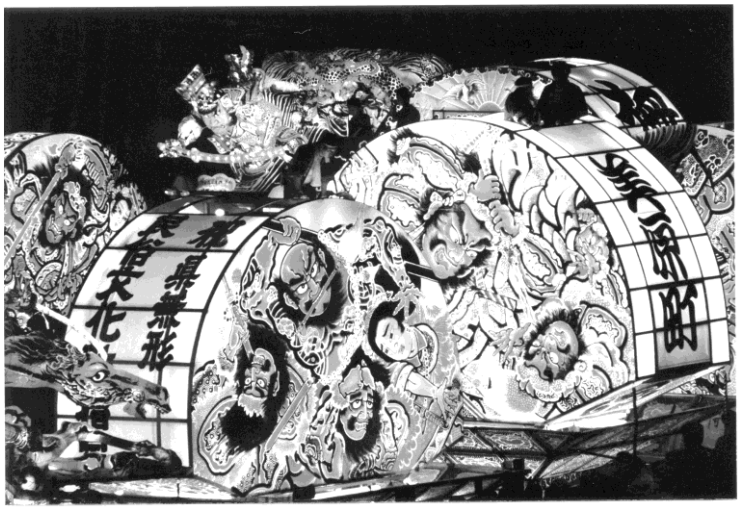

公益社団法人　黒石青年会議所

団　体　名	

黒石ねぷた祭りについて

『ネプタ流れろ　まめの葉よとまれ』～七夕行事にその起源を持つと考えられるねぷたの歴史は古く、黒石においても天明年間（1781～1788）にはすでに行われていたことが文献によって確認することができます。

みちのくの火祭りの先陣を切って7月30日から7日間の会期で開催される「黒石ねぷた祭り」は黒石市内からの参加はもとより、周辺地域からの参加を含めると70台を超え、県内最多の参加台数を誇っております。参加団体はそのほとんどが町内会や有志会であり、地域コミュニティーの形成に大いに貢献している市民総参加型の祭りであります。

黒石ねぷたの特徴は、扇型と人形型双方が併存していること、特に人形ねぷたは五段高欄と呼ばれる独特の形式を持ち、その独自性が認められて平成2年には「黒石市無形民俗文化財」、そして平成5年には「青森県無形民俗文化財」の指定を受けるに至っております。全体的には細やかな造作が魅力であり、送り絵と呼ばれる背面の美人画も見逃せません。「青少年の健全育成を目指す」という黒石ねぷたの意義にもあるように、引き手、はやし手など運行の担い手の多くは子供達であり、子供達が祭りの主役になっています。

幾多の変遷を経ながらも親から子へ、そして子から孫へと引き継がれてきたその歴史と伝統のなかには現代では失われつつある世代間の交流や地域の融和を確実に見ることができます。公益社団法人黒石青年会議所は、この『黒石ねぷた』をなくしてはならない大切な文化として後世に受け継いでいきたいと思います。

実施要綱改訂について

本実施要綱（　令和5年度改訂版　）は、黒石ねぷた祭りを開催するにあたり、祭りの開催意義、諸内容、諸規約、参加申し込み方法等の基準を定めたものであり、黒石ねぷた祭りはこの実施要綱に基づき開催して行くものと致します。

尚、開催年度毎の各祭り実行会議、申請書受付・交付等の日程、祭りの企画変更等については、その年度ごとに別紙にてお知らせするものといたします。

また、令和5年度以降、祭りの開催を続けて行った中で小さな変更がある場合はその変更部分の差替えを行います。また、大きな変更がある場合はその年度にてこの実施要綱（令和5年度改訂版）を再度改訂し再発行するものと致します。

以上、本改訂版を十分にご理解して頂き祭り開催におけるご協力をお願い致します。

令和5年4月

主　催　　公益社団法人 黒石青年会議所

《 目　　次 》

１．　黒石ねぷた祭りの意義……P1

２．　開催期間……P1

３．　運行コース……P1

４．　祭り実行組織……P2

５．　祭り実行会議の開催日程……P3

６．　申込方法……P4

７．　ねぷたの規格について……P5

８．　審査について……P6

９．　表彰及びねぷたの賞について……P7

１０．合同運行について……P9

１１．注意事項……P10

１２．緊急時の連絡体制……P13

１３．保険について（対人・対物保険）……P14

１４．申込書類について……P14

１５．申込書類提出要領……P15

１. 黒石ねぷた祭りの意義

　黒石ねぷた祭りは、市民の祭りとして市民相互の理解と連係をはかり、 ねぷたの歴史と伝統の継承を通じて青少年の健全育成を目指し魅力あるふるさとづくりに寄与する。

２. 開催期間

１）７月30日～ ８月 ５日（7日間）

２）合同運行

◇審査日・・・ ７月30日　午後7時00分　御幸公園スタート

◇表彰日・・・ ８月 ２日　午後7時00分　御幸公園スタート

3)雨天順延について

当日雨天の場合は、次の様に順延するものとし、正午迄に決定する。

◇審査日・・・ ７月30日 ⇒　 ７月31日

◇表彰日・・・ ８月 ２日 ⇒　 ８月 ３日

※午後7時より開始としていますが、台数の増減により変更の可能性があります。
※7月31日も雨天の場合は、8月2日の表彰日を中止とし、審査日　とします。但し、運行コースは表彰日のままです。

3.運行コース

審査日コース

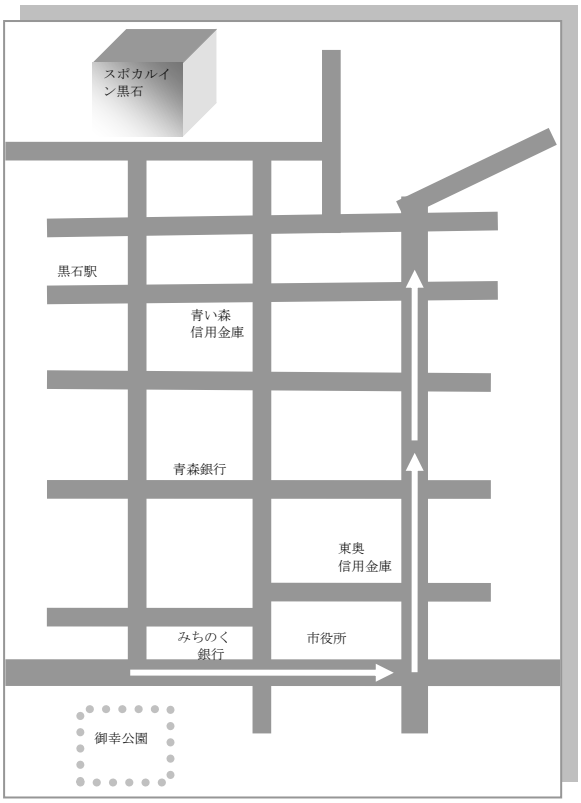

表彰日コース

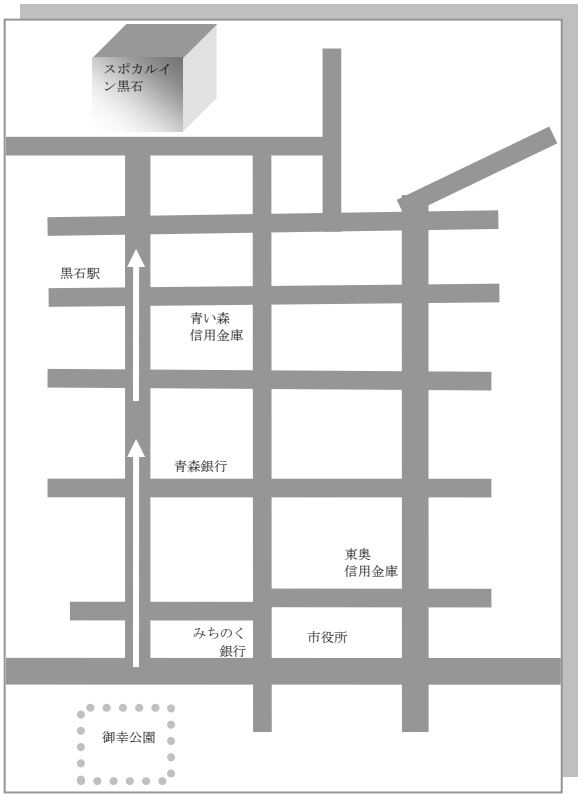

４．祭り実行組織

１）祭り実行組織の意義

黒石ねぷた祭りの開催において、下記図実行組織を設けて祭りの盛り上げと企画運営、開催準備、合同運行の総括に努めます。

黒石ねぷた祭り実行組織図

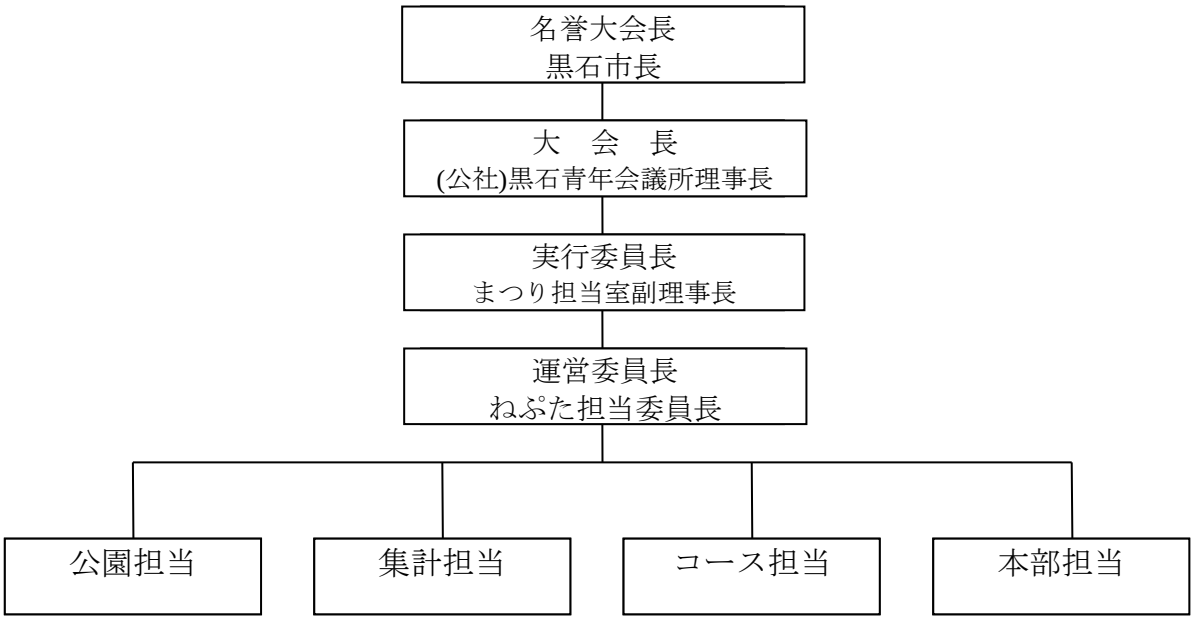

2)各担当の役割

公 園 担 当･･･合同運行集合場所における準備と整備･誘導等の管理を行う。

集 計 担 当･･･審査における備品の準備、審査結果の集計等の管理を行う。

コース担当･･･合同運行時のコースの整備･誘導等の管理を行い、運行中の事故防止を促す。

本 部 担 当･･･審査会場、表彰会場の準備、運営等の管理を行う。

※各担当者は審査員補助を兼ねる。

３）一般運行について

一般運行時については、各団体の運行責任者が統括する。

5.祭り実行会議の開催日程

黒石ねぷた祭りの開催において、祭りの説明会（変更点・企画等）、運行責任者との会議、祭り参加の受付・許可証交付、運行順番の抽選会等、開催年度毎に祭り実行会議の日程を計画し実施します。

1）基本的な実施項目

① 運行責任者会議（随時開催）

② 申請書受付（６月中旬）

③ 道路使用許可証交付、審査日運行順抽選会（７月初～中旬）

④ 表彰日運行順抽選会（７月３０日）

⑤ ねぷた祭り出陣式（７月３０日）

⑥ 運行責任者会議（８月下旬～９月中旬）

※各実施項目の開催日時・場所等については、開催年度毎に計画しその詳細を配布しお知らせします。

※上記の実施項目は、基本的な項目であり開催年度毎に変更もしくは追加がある場合は開催年度毎にお知らせします。

６．申込方法

１）申し込み受付　開催日時（６月中旬）

当日は印鑑・ボールペンを必ず持参して下さい。全体で必要書類について確認した後、受付を開始します。

２)申し込み必要書類

①黒石青年会議所に関する申請（１部）

１、受付資料チェック表（申込金内訳付）
２、合同運行申込書
３、前ねぷた（前灯篭）賞申込書及び寸法図
４、肖像権及びねぷた山車撮影使用同意書
５、ねぷた山車整備点検記録報告書

※３、については、エントリーする団体のみとなります。

②警察に関する申請書（以下の１～９までの書類を各３部ずつ）

１、道路使用許可申請書
２、現場責任者不参加時の副責任者
３、ねぷた運行等日程
４、ねぷた運行・移送経路図
５、ねぷた外観寸法図（扇・人形）
６、ねぷた運行移送形態図
７、車両けん引安全対策図（けん引する団体のみ）
８、ねぷた連結作業形態図（けん引する団体のみ）
９、ねぷた・山車道路使用許可申請時の添付書類
１０、ねぷた・山車道路使用許可申請時の添付書類　別紙
※鉛筆、蛍光ペンの使用は、不可となります。
※以上の書類の提出がない場合は、黒石ねぷた祭りに参加できなくなります。

③消防署に関する書類（２部）

ねぷた小屋申請書（住所・付近略図）

３）申込手数料¥１０，０００－（県証紙、賠償責任保険料）

※7/30～8/5の日程以外で運行する場合は、別途料金がかかりますので説明会時にご確認下さい。

４）清掃委託金　・・・・・　￥５，０００－

以上、上記申し込み書類を開催年度毎に提出していただき受付致します。各申し込み書類については本実施要綱の１４ページ以降の申込書類様式をコピーしてご利用下さい。また、黒石青年会議所ホームページ（http：//www.k－jc. com）のねぷた祭りのサイトからのダウンロードもご利用頂けます。

7. ねぷたの規格について

1）規　格

① 幅5m以下、奥行5m以下、高さ4．5m以下とする。（折曲げ、伸縮は可）

② 消火器の常備。（6型以上）

③ 自走式は不可。

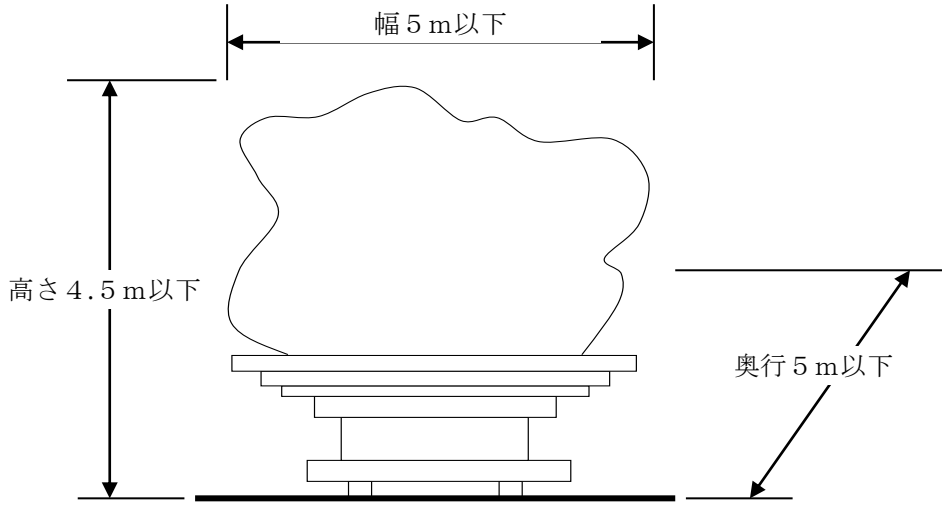

2）規格審査について

① ねぷたの集合場所に設けられた門柱に対し正面を向いて通過できるものでなければならない。
　但し、扇ねぷたの頭部折曲げ油圧等による伸縮、人形ねぷたの突起部の折曲げ、スライド操作による通過は認めますが、タイヤの空気抜き、一部取りはずし等による通過は禁止します。

② 門柱を通過した後に修正等をした場合、参加資格取り消しもしくは、無審査になる場合がございます。（人の手をくわえたもの）

③ 折曲げ、伸縮装置に危険や不備な点がないもの。

※上記規格外のねぷたは運行中に故障及び重大な事故を引き起こす恐れがあります。その場合、合同運行の参加資格を取り消すおそれがあるので十分に各内容を理解して製作して下さい。

※門柱を通過する際は、折り曲げなどを工夫し、人力で皿を抑えるなどしなくてもスムーズに通過できるよう、時間短縮にご協力をお願いいたします。

８．審査について

１）審査部門・・・審査部門は以下の４部門とする。

① 大人人形の部
がく、ひらきを四段と積み重ね、その上に高欄があること。
② 大人扇大型の部
折り曲げ伸縮等をしなければ門柱を通過できないもの。
③ 大人扇中型の部
折り曲げ伸縮等をしなくても門柱を通過できるもの。
④ 子供の部
中型のみとする。
子供の部は18歳以下の子供達が中心となって製作したねぷたが審査対象である。
大人が製作したと思われるねぷたは、審査員の多数決により大人の部門で審査される。

２）審査員・・・審査員には有識者を選任し、審査内容と基準にそって審査する。

３）審査内容と審査基準について

①ねぷた本体部門 《構図（絵柄）、色彩・照明、造作》

構図（絵柄） 鏡絵は武者絵等のいきいきした絵柄で「動」を表し見送り絵は、美人画等で「静」を表す。強弱のある筆使いでバランスのとれた構図であること。また、いかにも生きているかのような絵柄がのぞましい。

色彩・照明 ろうや色の濃淡を効果的に使い、かつ色彩がきれいであること。色彩をあざやかに見せる明るさであること。

造　作 人形：バランスのとれた人形の配置と動きのある造形。

扇：扇と皿のバランスがよい。（ひらき、たまり、幅等）

②はやし部門 《基本、技術、構成》

基　本 「進め」「止まれ」「戻り」の三曲を正確に演奏しているかどうか。二曲しか演奏しなかった場合や、 正調黒石ねぷたばやし講習会で指導している曲以外の曲（他地区の曲など）の演奏などは減点の対象となる。

技　術 演奏が何級レベルの演奏をしているかということが採点の基準であり、おおよそ2級以上の技術点を最高点とする。

構　成 太鼓のたたき手一人に対し笛二人以上、鉦一人以上の人数構成がされているかどうか。

③いきおい部門 《かけ声、列、態度》

か け 声　はやしに合わせて、声が大きく元気よく、よくそろっているかどうか。但し、むやみな拡声器の乱用は好ましくない。

列　子どもから大人まで幅広く参加し協力して、楽しく運行しているかどうか。但し、だらだらした運行や列をみだしたりする運行は好ましくない。

態　度　引き手やはやし手、その他運行にかかわる人を対象とし、運行責任者の指示によく従っているかどうか。但し、祭りを盛り上げようとする態度についてはさまたげない。さらに服装や運行形態などに工夫、努力がされているものは奨励する。

4）審査会場への入退場について

入場　「進め」で審査会場に入場してきたら、スタッフ（黒石青年会議所）の指示（笛の合図）に従い、ねぷた本体を停止位置で停止する。
※「進め」の演奏が途中でもねぷた本体が停止したら演奏を止める。

「進め」の演奏が終了後、速やかに「止まれ」を2廻り（2廻り以上は演奏してはいけない）演奏する。その際、ねぷた本体は審査員に鏡絵・見送り絵を見せ審査していただく。
止まれの演奏終了前に引き手は退場の準備を整えておく。

退場　「止まれ」の演奏が終了後、速やかに「もどり」の演奏をする。
同時にねぷたの運行（退場）を開始する。

※合同運行をスムーズに行う為に上記のルールを守るようご協力お願いします。
※運行上のルールを守らない、または審査補助員の指示に従わない場合は減点の対象となります。

9. 表彰及びねぷたの賞について

1）表彰の対象・・・原則として、2日間の合同運行に参加した団体を表彰の対象とし、各賞を与えます。

2）ねぷたの賞

①青森県知事賞・・・大人人形の部の最高得点の団体
②黒石市長賞・・・大人扇大型の部の最高得点の団体
③公益社団法人黒石青年会議所理事長賞・・・大人扇中型の部の最高得点の団体
※上記、三つの賞のいずれかを3年連続で受賞した団体は次年度のみにおいて無審査とします。その対象となった団体には『特別賞』を与え、賞金は最優秀賞に準じるものと致します。
④黒石ねぷた伝統継承の賞・・・最優秀賞、優秀賞、敢闘賞、奨励賞、賞

黒石ねぷた伝統継承の賞の対象団体数一覧表

賞 部 門	大人人形	大人扇大型	大人扇中型	子共の部
最優秀賞	3台（うち最高点が知事賞）	3台（うち最高点が市長賞）	3台（うち最高点が理事長賞）	1 台
優 秀 賞	5 台	5 台	5 台	1 台
敢 闘 賞	10 台	10 台	10 台	2 台
奨 励 賞	6 台			
賞	上記賞に該当しないねぷた			

※参加団体数によっては、賞の増減がありえます。

⑤連続賞・・・5年以上で連続参加の団体に連続賞を与えます。
また、10年毎に特別に表彰いたします。50年以上の参加は毎年表彰いたします。

⑥初参加賞・・・初参加の団体に与えます。

⑦前ねぷた（前灯篭）賞・・・エントリー制とし黒石ねぷたの将来を強く意識し、ねぷた製作の後継者育成を目的とした賞で18歳以下の子どもたちが中心となって製作した前ねぷた及び前灯篭を審査対象とします。
製作基準は、子供ねぷたと同様にします。

⑧コミュニティー賞・・・ねぷたを通じて地域や町内の親睦、融和、世代間の交流を図りながら祭りを楽しんでいるかを審査します。

⑨名誉賞
ねぷた大賞・・・・・・大人人形、大人扇大型、大人扇中型それぞれの部門で、ねぷた本体部門最高点の団体に与えます。

いきおい大賞・・・・・大人人形、大人扇大型、大人扇中型それぞれの部門で、いきおい部門最高点の団体に与えます。

１０．合同運行について

１）合同運行の順番・・・・・すべて抽選で行います。

子供ねぷたはと遠距離ねぷたすべてにおいて優先と致しますが、順番は市内の団体と同様に抽選で順番を決めます。

遠距離ねぷたは、申し込み時に申請をすることにより、２日間共通で辞退することが出来ます。

※遠距離とは他町村及び市内山形地区の豊岡以降、六郷地区の三島以降の参加団といたします。
※抽選に来なかった団体は、主催者に一任する事とします。

２）運行順番の抽選会

①審査日（７月３０日運行） ⇒ 道路使用許可証交付日に行います。
開催日時・場所は、開催年度毎に計画しお知らせ致します。

②表彰日（８月　２日運行） ⇒ ７月３０日出陣式会場にて行います。
開催時間は、開催年度毎に計画しお知らせ致します。

※３０日の合同運行が中止となった場合は順延するものと致します。

３）搬入・受付について

市内の団体は当日午後3時までとし、遠距離は午後4時までとする。遅れてきた団体は、主催者一任とする。

４） 合同運行の翌日の清掃について

清掃は合同運行翌日**午前6時**から行い、下記表の通り担当を分けて行います。

日　時	担　　当
７月３１日	７月３０日の運行順が奇数番の団体
８月　３日	７月３０日の運行順が偶数番の団体

※清掃に参加した団体には清掃委託金領収書と引き換えに委託金を返金します。
※清掃に不参加または、受付時間午前6時に遅れた団体には委託金を返金しません。
※必ず6時迄に集合して下さい。清掃終了時間は6時30分頃を予定しています。

１１．注意事項

1)ねぷた小屋について

① ねぷた小屋には消火器を設置してください。

② ねぷた小屋の漏電対策をして下さい。

③ たこ足配線にしないで下さい。

④ 感電には十分注意してください。

⑤ ねぷた小屋等の作業時には、安全対策を十分に行い事故防止に努めて下さい。

2)運行について

① 運行に関して道路交通法を守り、一般交通の支障とならないように、お互い譲り合って運行して下さい。

② 運行中は必ず前後に誘導員を配置し、誘導灯等を用いて事故防止に努めること。

③ 運行時間は、一般運行について遅くとも午後１０時には終了する事。

④ 7日目の運行は原則として午前9時から正午までとする。

⑤ 健康管理には十分留意し、事故・トラブルのないよう心掛ける事。

⑥ 青少年の健全育成のために、ねぷた関係者の方々はモラルを守る事。

⑦ 子供ねぷたは必ず保護者及び引率者をつける事。

⑧ 太鼓の横並びは4個を限度とする。

⑨ 電線に触れる恐れのある団体は、線上げ、ゴム手袋等を用意し、危険のないよう十分注意する事。

⑩ 万が一電線、標識、信号機、街灯、看板等を破損した場合は二次災害が起きないように確実に対応が決まるまで担当責任者はその場を離れず、13ページ『１２．緊急時の連絡先』の通りに必ず報告する事。

⑪ 運行コースについて事前に危険箇所を把握し、避けるようにする。

⑫ 運行中観客にアピールする時、ねぷたを見ている人に事故やケガのないよう十分に気をつけて行って下さい。

3)運行責任者について

① ねぷたには、運行責任者及び数名の副責任者をおく事。

② 運行責任者は、「運行責任者」と明示したタスキを届け出ている本人がかける事。

③ 運行責任者など責任のある立場の方は運行終了（ねぷた小屋に戻る）まで飲酒をしてはいけない。

④ 運行責任者は、安全な運行をはかる為に、警察・交通指導隊並びにスタッフの指示に従う事。

⑤ 運行責任者は、消火器を管理する事。

⑥ 運行責任者は、ねぷた運行上のすべての責任を把握し、生じた災害については、速やかに13ページ「１２．緊急時の連絡体制」記載箇所へ修復する前に連絡し、事故報告書を提出する事。

⑦ 運行責任者は、ねぷたの運行を総括・管理し、安全な運行に努める事。

⑧ 運行責任者は、各実行会議へ出席する。やむを得ない場合は代理を立てる事。

4）交通責任者について

①ねぷたには、交通責任者をおく事。

②交通責任者は、「交通責任者」と明示した腕章をする事。

③交通責任者は、運行中及び集合時において車両等に十分注意して事故の防止に心掛ける事。

④交通責任者は運行終了（ねぷた小屋に戻る）まで飲酒をしてはいけない。

５）清掃責任者について

① ねぷたには、清掃責任者をおく事。

② 清掃責任者は、「清掃責任者」と明示した腕章をする事。

③清掃責任者は、運行中及び集合時における自らのゴミをその責任において処理する事。

※運行責任者用タスキ又は交通責任者用、清掃責任者用の腕章を必要とする団体は、申請書受付時に黒石青年会議所まで お申し込みください。

６）移送時の注意事項

①移送中は必ず前後に誘導員を配置し、誘導灯等を用いて事故防止に努めること。

②夜間移送中は事故防止のため、明かりをつけること。

別紙（ねぷたの運行等について）参照

ねぷた運行移送形態図・車両けん引安全対策図・ねぷた連結作業形態図の記載例を参照してください。

12. 緊急時の連絡体制

(公社)黒石青年会議所	0172－52－3369	全ての事項について報告
黒石消防署	0172－52－4271	ケガ・火災
NTT	113	電話の破損
東北電力(株)	0172－32－9111	電柱・電線の破損

事故発生

ケガ人あり

緊急要請
　119　　ケガ人の救護に努める
黒石警察署
0172-52-2311　二次被害の防止に努める
公益社団法人黒石青年会議所
0172-52-3369

連絡終わり次第

ケガ人なし

(株)保商　黒石事務所
0172-52-3330　　事故処理の指示を仰ぐ
公益社団法人黒石青年会議所
0172-52-3376(FAX)　事故報告書を送信する

１３．保険について（対人・対物保険）

ねぷた運行中、ねぷた運搬中（自動車を使用しない場合に限り）ねぷた本体が他者の所有物である民家や店舗の他、電線、標識、信号機、街灯、看板等を破損した場合や、他者（観客等）にケガを負わせてしまった場合に対応いたします。

１４．申込書類について

1)各書類において、記入例を参照しながらもれなく記入し提出して下さい。

2)各書類は、今後変更がない限りこの様式を使用するものとし、コピーして使用して下さい。

3)黒石青年会議所ホームページ（http://www.k-jc.com）のねぷたのサイトからダウンロードも出来ますのでご利用下さい。

4)パソコンデータによる書式も提供致しますので必要の方は申し出下さい。

5)提出部数も充分参照し、不足の無いようにお願い致します。

6)不明な点がありましたら当青年会議所事務局までご連絡下さい。

※尚、事故報告書については事故発生時に必要事項を記入の上、当青年会議所まで速やかに提出して下さい。

１５．申込書類提出要領

申込書類受付時は、以下の提出要領に従って書類を揃え提出して下さい。

１）青年会議所に関する資料

①受付資料チェック表（提出枚数　１枚）

受付時に提出書類の有無、枚数を青年会議所の方でチェックする用紙です。

②合同運行申込書（提出枚数　１枚）

③前ねぷた（前灯篭）賞申込書及び寸法図（提出枚数　１枚）

前ねぷたの審査に使用します。

１部作成しコピーして2枚提出して下さい。

※上記資料を番号順に揃え綴じないで提出して下さい。

２）警察署に関する資料

（道路使用許可申請書類一式、警察2部、その他1部合計3部必要）

①道路使用許可申請書表紙（必要枚数　３枚）

必ず3部に印鑑を押して下さい。（印鑑を押したものをコピーしないで下さい）

※別紙、現場責任者不参加時の副責任者（必要枚数　３枚）

②ねぷた運行日程表（必要枚数　３枚）

７月３０日から８月５日までの分（全参加団体必須書類です）

③ねぷた運行･移送経路図（日数分）（必要枚数　各3部）

日程毎に1枚作成（1式7枚の3部）が必要になります。経路の明記には鉛筆、蛍光ペンの使用は出来ません。

④ねぷた外観寸法図（扇・人形）（必要枚数　３枚）

⑤ねぷた運行・移送形態図　（必要枚数　３枚）

⑥車両けん引対策図　（必要枚数　３枚　けん引する団体のみ）

⑦ねぷた連結作業形態図　（必要枚数　３枚　けん引する団体のみ）

⑧ねぷた・山車道路使用許可申請時の添付書類（必要枚数　３枚）

※以上、上記資料を番号順に揃え同じものを3部作成して下さい。7月３０日から8月５日以外で運行する場合は、資料2）の①②③④⑤⑥⑦⑧を同じく揃えて綴じ、同じものをさらに3部必要になります。

３）消防署に関する資料

①ねぷた小屋申請書（提出枚数　２枚）

４）その他の資料

事故報告書（事故発生時に提出して下さい）